

## 資料

## 連邦準備法(その1)

## 【概要】

## I. 連邦準備制度の沿革

## (1) 連邦準備法制定の背景

連邦準備法は1913年12月 wilson 大統領の署名を得て制定公布され、これに基き翌14年米国独特の中央銀行組織である連邦準備制度が発足した。

米国において中央銀行組織がこのような独特な形をとつたことは、思想的には地方分権主義、制度的にはその複雑な商業銀行制度に由来する。建国以来、米国の銀行制度は地方分権主義の強い影響をうけ、いわゆる自由銀行制度(注1)、単一銀行制度(注2)、二重銀行制度(注3)などの長い伝統のもとに発展してきた。その結果連邦準備制度創設前後には、全国を通じて約3万というおびただしい数の商業銀行が、国法銀行(連邦法 National Bank Act of 1863)に基き設立されたもの、当時実質的に銀行券発行権を独占、約7千行)、州法銀行(各州の州法に基き設立されたもの、17千余行)および個人銀行(普通法により設立されたもの、約3千行)とそれぞれ別個の法的基礎の上に併存していた。連邦準備法はこのような既存の銀行制度の上に中央銀行組織を積み重ねることにより、これを弾力的かつ強固なものにしようとしたのである。

注1. 1883年ニューヨーク州に始まる。特別立法による銀行免許制を廃止、一定の要件充足により銀行設立自由化。

注2. 1933年まで州内支店設置を許す州は9州にとどまっていた。

注3. 州法銀行・国法銀行両制度の併存。

もちろんそれまでに中央銀行の前身とみられるような制度がなかつたわけではない。合衆国憲法下の第1回連邦議会が創設した第1合衆国銀行(The First Bank of the United States:1791-1811)や、その廃業後数年をおいて創設された第

2合衆国銀行(The Second Bank of the United States:1816-1836)は当時唯一の連邦法に基く銀行として、通常銀行業務(発券業務を含む)のほか連邦政府の国庫業務を取扱い、また州法銀行、個人銀行と銀行券兌換取決めを結び諸行の発券額にある程度の影響力を行使したようであり、またボストンのサフォークバンク(The Suffolk Bank of Boston:1818-1858)が、州法銀行でありながらニューイングランド地方の諸行の準備預金勘定を集中して、同地域における通貨価値の維持・信用の伸縮のごとき面で中央銀行的役割を果したなどの事例があつた。これら諸銀行はその後存続していたならばあるいは後年中央銀行となつていたかもしれない。

中央銀行制度の創設されるまでの間、中央銀行的な業務、たとえば預金準備の集中動員、銀行信用および通貨の伸縮、発券、国庫業務などは、主要商業銀行を中心としたコルレス網、主要都市の手形交換所、国法銀行、財務省などの諸機関において分散的かつ恣意的に遂行されていた。けれども経済の発展に伴いこのような銀行制度の不備欠陥が漸次表面化し、1907年の金融恐慌に際し、当時の銀行制度は通貨に対する需要の急激な増加に対処すべき弾力的な手段をもたないという欠陥を露呈することとなつた。これにかんがみ連邦議会は翌1908年緊急立法措置を講ずるとともに全国通貨委員会(The National Monetary Commission)を設置(Aldrich-Vreeland Act of May 30, 1908)、銀行・金融制度の再検討に着手した。

全国通貨委員会は前後4年にわたる徹底的な調査研究の結果17項目に及ぶ銀行制度の欠陥を挙げ、通貨すなわち国法銀行券の発行が国債に厳格に結びつけられているため、その供給に弾力性を欠いていること、銀行の預金準備の集中動員の方法がないこと、銀行間の協力を確保し、また金融問題を大局的に取扱う手段をもたないこと、内国為替、銀行検査、財政資金の管理に関する機構を有しな

いこと、などの諸点を指摘するとともに、単一の中央銀行創設を提案した。議会はこの報告を基礎として具体的な法案の作成に努め、とくに、地方分権的な伝統と当時の反トラスト思想から論議的となつた単一銀行制度案を改め、権限分散化の配慮を織り込んだ末、ついに連邦準備法を成立させるに至つたのである。

## (2) 連邦準備法の修正

連邦準備法制定以来現在に至る40余年間は両度の世界大戦、国際金本位制度の崩壊、世界大恐慌など経済金融事情の激変の時期であり、銀行政策、金融政策の役割ないし重要性も大きく変化した。これを反映して連邦準備法も前後100回に近い修正が加えられ、法文の長さも原法に比し2倍以上4万語にのぼる膨大なものとなつた。

これらの修正は時期的には制定直後の10年間と1930年代前半とに比較的集中している。前期は新設連邦準備制度の確立と第1次大戦期の戦時金融という課題に直面して、準備法の強化と効率化とが図られた時期であり、修正は主として準備制度の運営をより効果的ならしめることを目的としたものであつた。

これに対し後期1932-35年間における修正はより抜本的な性格をもつものであつた。1932年のグラス＝スティーガル法 (The Glass-Steagall Act of Feb. 27, 1932)、1933年の緊急銀行法 (Emergency Banking Act of Mar. 9, 1933)、“トマス修正条項” (“Thomas Amendment” to the Act of May 12, 1933)、1933年銀行法 (The Banking Act of 1933)、および1935年銀行法 (The Banking Act of 1935)など一連の法律による修正は、世界大恐慌とそれに伴う経済・金融事情の大変化に対して連邦準備法をこれに即応せしめ、かつ再編しようとしたものである。現行準備法はほぼこの時期に形造られた。

このような修正の過程を通じて当初連邦準備法の根底におかれた運用原則、すなわち真正手形、金、自動性、地域性という諸原則は次々に修正され棄棄された。主要な修正の方向を例示すれば次のとくである。

① 連邦準備券発行の担保は当初真正手形に限

られていたが、このほかに金(金証券)および国債が追加された。

② 準備銀行の信用供与は当初加盟銀行に対する真正手形の再割引を通じてのみなしうることとされていたが、これに加え真正手形、国債を担保とする貸付、ないしは準備銀行の満足する担保による貸付、あるいは加盟銀行以外のものに対する貸付などによる道も開かれた。

③ 連邦準備局(連邦準備制度理事会)、連邦準備銀行の再編強化、連邦公開市場委員会の設置とこれに対する統一的公開市場操作権限付与などにより、金融政策における全国的な観点が強調されるようになつた。

④ 連邦準備券の金兌換停止、金の財務省への集中を通じ国内的に通貨と金との関連が断ち切られ、金の自動的調節作用に対する信頼が放棄された。

⑤ 支払準備規定は当初銀行の預金準備の集中・動員を目的として設けられたが、連邦準備制度理事会に対する準備率変更権限付与により主要金融調節手段の一つとなつた。

⑥ 選択的信用統制権限が付与され、また預金保険制度が確立した(1950年に独立法となる)。

## II. 連邦準備法の内容

### (1) 機構

連邦準備法は中央銀行機関として連邦準備銀行、連邦準備制度理事会、連邦公開市場委員会および連邦諮詢会を創設した。

#### 1. 連邦準備銀行

連邦準備銀行は全国12の連邦準備区に1行ずつ設置されている。準備区内の加盟銀行はその資本金および剰余金の6%に相当する額の連邦準備銀行株式を所有しなければならない。国法銀行はすべて加盟銀行となることを要し、州法銀行、信託会社、相互貯蓄銀行は連邦準備制度理事会の許可を得て加盟銀行となることができる。

準備銀行の取締役会は加盟銀行の選出するA級(銀行代表)、B級(事業代表)、連邦準備制度理事会の指名するC級の各3名計9名の取締役をもつ

て構成される。C級取締役のうち1名は理事会の指名により会長および連邦準備代理官となり、他の1名は副会長となる。各取締役の任期は3年である。

準備銀行の業務執行役員の長は頭取で、頭取の執務不能時にこれを代理する首席副頭取とともに、取締役会が理事会の承認を得てこれを任命する。任期はいずれも5年である。首席副頭取、その他の執行役員および使用人はすべて頭取に対し直接責任を負う。

#### 口、連邦準備制度理事会

連邦準備制度理事会は連邦準備制度の運営を統轄するものとしてワシントンに設置されている。連邦準備法制定当初には準備銀行が政策決定機関として、理事会（当時は準備局）は連絡調整機関として考えられていたようであるが、現在では金融政策決定上準備銀行の役割は弱まり、理事会の比重が著しく増している。

理事会は7名の理事をもつて構成される。理事は大統領が上院の助言と同意を得てこれを任命す

る。理事は1準備区より1名を限度とし、金融・農・工・商業上の利益および地域的区分を公正に代表するよう考慮して任命される。任期は14年で再任されることはできない。

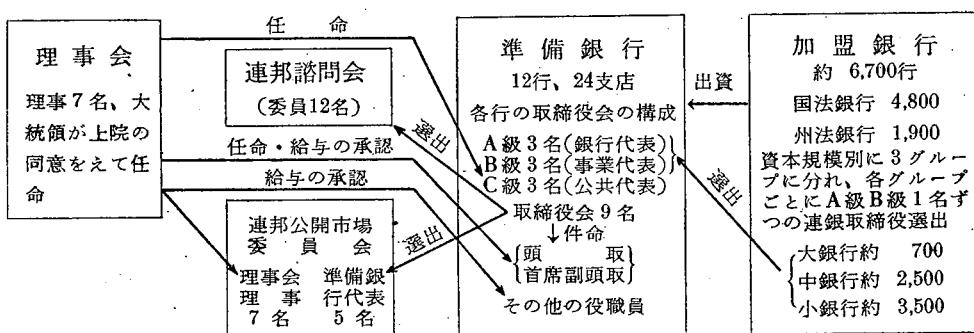
理事のうち1名は大統領により会長に、他の1名は副会長に指名される。会長および副会長の任期は4年である。

#### ハ、連邦公開市場委員会

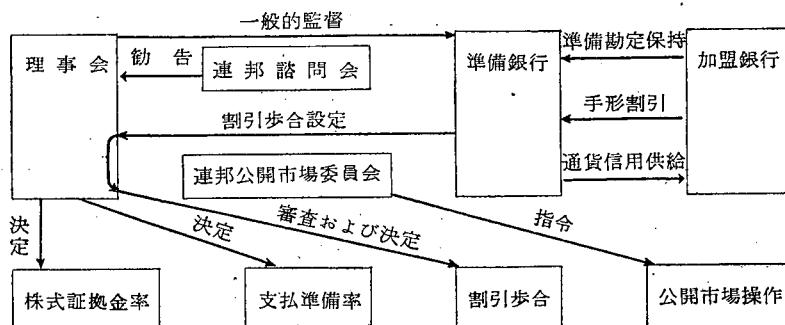
連邦公開市場委員会は公開市場政策に関する最高機関であつて、1932年にはじめて法的根拠が与えられ、その後1935・42年の修正を経て現在に至つた。

同委員会は理事会理事7名と連邦準備銀行頭取または首席副頭取5名とをもつて構成される。準備銀行を代表する委員は毎年準備銀行の各グループの取締役会がこれを選出するが、うちニューヨーク連邦準備銀行は恒常的に委員を選出する資格を与えられている。委員会は理事会会長の招集により毎年4回以上ワシントンにおいて会議を開催する。

### 連邦準備制度の機構



### 主要政策手段の権限関係



## 二、連邦諮詢会

連邦諮詢会は理事会の諮詢機関で、毎年準備銀行取締役会がその準備区より1名ずつ選出した委員12名をもつて構成し、毎年4回以上ワシントンにおいて会議を開催する。

### (2) 機能

これら諸機関の権限および責務に関する連邦準備法の規定、すなわち連邦準備制度の機能とみられるものには、再割引および貸付、公開市場操作、支払準備規制、銀行監督、検査、発券、内国為替決済、連邦政府代理業務、外国銀行業務規制、関係情報の整備・供給などがある。この点については連邦準備制度はその機構の特異性とは対照的に実質上現代各国中央銀行制度におけるそれとさほどどの隔りはない。

これら諸機能のうち近年における金融政策の役割という観点からみて最も重要な政策手段とされるものは割引・貸付、公開市場操作、支払準備率規制の三者であり、連邦準備法はこれらの実施に関する権限を連邦準備銀行、連邦公開市場委員会および連邦準備制度理事会に分有させている。

#### イ. 割引貸付

連邦準備銀行は加盟銀行に対し適格手形を割引き、また適格手形、国債を担保として貸付を行う。適格手形の範囲は連邦準備制度理事会により定められる。割引歩合は理事会の審査および決定に従うという条件のもとに準備銀行がこれを設定する。割引・貸付による準備銀行信用の供給は加盟銀行のイニシアティブによりなされるもので、準備銀行はむしろ受動的な立場に立つものであるが、割引歩合の変更を通じ準備銀行は隨時金融市場の動向に対し積極的に影響を及ぼすことができる。

#### ロ. 公開市場操作

連邦公開市場委員会は公開市場における国債の売買を準備銀行に行わせることにより、能動的に金融市場の繁閑、加盟銀行貸出余力の増減を規制する。公開市場操作は通貨および信用の適当かつ秩序ある供給を目的として、通常割引貸付政策と併用して弾力的に実施される。

#### ハ. 支払準備制度

連邦準備制度理事会は加盟銀行に対する支払準備率を変更する権限を付与されている。加盟銀行は中央準備市、準備市、地方の各所在地別に、要

求払預金に対しては各12~24%・10~20%・7~14%の、定期預金に対しては一率3~6%の間で理事会の定める割合に相当する金額を、支払準備として連邦準備銀行に対する預金勘定に保有しなければならない。支払準備率の変更は加盟銀行の過剰準備、すなわち加盟銀行の貸出に充当しうる余裕資金の量を直接左右し、全体としての銀行信用の伸縮可能限度に影響するものであつて、割引貸付政策、公開市場操作を十分に機能させる基礎ともいべき役割を果す。したがつてその変更は金融市場の基調の大きな変化を招来するものあり、金融政策の長期的な転換期に際し使用されるという性格をもつている。

## 二、選択的信用統制

なお以上の金融調整手段に加え、連邦準備制度理事会には選択的信用統制権限が付与されている。理事会は1934年証券取引法(The Security Exchange Act of 1934)に基き株式売買のマージンを規制する権限を与えられた。この種の権限は第2次大戦時および戦後期に消費者信用および不動産信用に関しても与えられたが現在では廃止されている。

## III. 連邦準備制度の地位

### (1) 議会との関係

通貨金融上的一切の権限は憲法上本源的に議会に属するものであるが、議会は連邦準備法をもつて連邦準備制度に対し金融に関する主要権限を専管的に委任した。また議会は連邦準備制度に経理の自主性を与え、これを通常の歳出立法手続の枠外においている。議会が連邦準備制度に対してこのような独立性を認めていることは、これにより金融政策を効果的ならしめ、政治的圧迫の可能性を未然に防止しようとする意図に基く。

### (2) 政府との関係

連邦準備制度は広義における政府機構の一部に属するものと考えられているが、連邦準備銀行、

連邦準備制度理事会あるいは連邦公開市場委員会などの機関が大統領を長とする行政組織の一部に属するか否かの問題は法的になお未解決の問題とされている。しかしながらこの点は実際問題としては余り重要でない。なんとなれば、米国においても憲法上行政権は大統領に属すると明記されているが、一つの法律の執行が特定の機関の独占的管轄権に委ねられている場合は、その機関が行政組織の一部に属すると否とにかくわらず、大統領はこれに干渉してはならないという解釈が確立されているからである。連邦準備制度に与えられている金融政策上の権限はその典型的な事例であり、したがつて大統領は、たとえば非行、無能力、怠慢を理由として理事会理事を解任するなどの場合を除き、金融政策実施に関する連邦準備制度の決定に干渉することはできないと解釈されている。

この場合法律の忠実な執行を監督する大統領の責任はこれらの機関の職員がその義務を忠実に遂行することを監督すること以上には出ないのである。このような関係はいわゆる連邦準備制度の独立性といわれているものである。けれども政府の経済政策が国民経済の安定的発展に大きな役割を演じている現在では、これを金の自動的調節機構に依拠した19世紀的な中央銀行の中立性と同一視しうるものではない。このような独立性はむしろ経済政策全体を最善のものたらしめる手段の一つとして現在必要であり望ましいとされているわけである。ニューヨーク連邦準備銀行の頭取であつたスプラウル氏の指摘するように、連邦準備制度の独立性とは「政府からの独立」ではなく「政府内における独立」を意味するという点において重要性をもつている。

連邦準備制度が最も密接な関係を有する政府機関は財務省である。財務省の国債管理政策ないし財政資金の収支は金融市场の動向と連邦準備制度の金融政策とに相互に大きな影響を及ぼし合うも

のである。1951年3月4日の連邦準備・財務省間アコードに至るまでの両者の論争は、両者の法的地位とは別個に、实际上両者の緊密な協力関係がいかに重要であるかを示唆するものであつた。なお連邦準備法実施に伴う細目的な権限関係の調整については、準備法上、同法は財務省とその管下官庁に対する財務長官の既存の権限を排除するものではないこと、ならびに連邦準備制度理事会、連邦準備代理官の権限が財務長官のそれと抵触する場合には、その権限は財務長官の監督・統制下に行使されるものとすることと定められている。

#### IV. 連邦準備法改正の動き

連邦準備法は40余年にわたり米国経済の発展に貢献してきた。けれどもさきにもふれた通り現行法は1935年にはほぼ完成したものであつて、その後における経済金融事情の発展変化、とくに近年における国民経済運営上占める金融政策の役割の増大などにかんがみ不十分なものとなりつつあることはいなめない。準備法再検討の方向として最近各方面でとりあげられている問題点としては、連邦準備法制定目的の明確化、割引・貸付規定ないし支払準備規定の再編現代化、連邦準備制度理事会の強化、連邦準備制度・財務省間の関係調整、銀行以外の金融機関に対する金融調整方式の検討、住宅金融、消費者信用に対する選択的信用統制権限の可否などがあげられている。

昨年7月上院ではロバート委員会を設置して金融制度全般にわたる調査検討に着手したが、本年1月には大統領の一般教書においても金融制度調査会の創設が提案されている。これらの動きは広く銀行・金融制度全般の再検討を課題とするものであり今後の成行きに各方面の関心を集めているが、その結果いかんにより連邦準備法も相当大幅の修正をうけることとなるだろうと予想されている。

# 連邦準備法

## 目 次

第1条	略称および定義
第2条	連邦準備区
第3条	支 店
第4条	連邦準備銀行
第5条	株式の発行、資本金の増加および減少
第6条	加盟銀行の破産〔略〕
第7条	利益金の分配
第8条	州法銀行の国法銀行への組織変更〔略〕
第9条	加盟銀行としての州法銀行
第10条	連邦準備制度理事会
第10条(a)	加盟銀行團に対する緊急貸付
第10条(b)	各個の加盟銀行に対する貸付
第11条	連邦準備制度理事会の権限
第12条	連邦諮詢会（以下次号）
第12条A	連邦公開市場委員会
第13条	連邦準備銀行の権限
第13条a	農業手形の割引
第13条b	産業目的の貸付および割引
第14条	公開市場操作
第15条	政府預金

第16条	発 券
第17条	国法銀行による国債預託〔略〕
第18条	国債の借換
第19条	銀行準備金
第20条	準備としての国法銀行券兌換基金〔略〕
第21条	銀 行 檢 查
第22条	検査官、加盟銀行、役員および取締役の犯罪〔略〕
第23条	国法銀行株主の責任
第23条A	子会社との関係〔略〕
第24条	農地に対する貸付
第24条A	銀行の営業用土地建物に対する投資
第25条	外 国 支 店
第25条(a)	外国銀行業務を認可された銀行法人〔略〕
第25条(b)	訴訟の管轄権〔略〕
第26条	抵触法律の廃止〔略〕
第27条	国法銀行券に対する課税〔略〕
第28条	国法銀行資本金の減額〔略〕
第29条	救 济 条 項
第30条	改正権の留保

1913年12月23日制定

(1956年12月31日までの改正を含む)

連邦準備銀行の設立、伸縮性ある通貨の供給、商業手形再割引手段の提供、合衆国における銀行業のより有効な監督制度の確立およびその他の目的のため定める法律

## 第1条 略称および定義

### (1) 略 称 (Short title)

この法律はアメリカ合衆国上下両院によつて制定され、その略称を「連邦準備法」とする。

### (2) 「銀行」の定義 (Definition of "bank")

この法律に「銀行」という語の用いられるときは、州法銀行、銀行会社および信託会社を含む。ただし国法銀行または連邦準備銀行がとくに指示されている場合を除く。

### (3) その他の用語の定義 (Definitions of other terms)

この法律に用いられる「国法銀行」および「国法銀行会社」という用語は、同意義で相互に置き換えることができる。

「加盟銀行」という用語は、この法律によつて設立されたある一つの準備銀行の加盟員となつた国法銀行、州法銀行、銀行または信託会社を意味する。

「理事会」という用語は連邦準備制度理事会を、「区」という用語は連邦準備区を、「準備銀行」という用語は連邦準備銀行を意味する。

## 第2条 連邦準備区

### (1) 準備市および準備区の設定

(Establishment of reserve cities and districts)

財務長官、農務長官および通貨監督官は「準備銀行創立委員会」として行動し、できるだけすみやかに8個を下らず12個をこえない市を指定してこれに連邦準備市の名称を付し、かつアラスカを除く合衆国大陸を区に分割し、各区に1個の連邦準備市を置くものとする。

創立委員会の決定は、連邦準備制度理事会がその創設後に行う場合を除き、再審査を受けないものとする。ただし区は取引上の便宜と慣習とに正当な考慮を払つた上区分するものとし、必ずしも州境と一致させる必要はない。

連邦準備制度理事会はこのようにして設置された区を再調整することができ、かつ隨時新区を設けることもできるが、区の数は総数において12をこえることはできない。

区はこれを連邦準備区と称し、番号をもつて呼ぶことができる。

創立委員会は過半数をもつて権限執行の定足数を構成するものとする。

## (2) 創立委員会の権限

(Powers of organization committee)

創立委員会は次の権限を有する。

法律顧問および専門家を雇用すること、証言を徵すこと、人を召喚し文書の提出を求める事、宣誓をさせること、ならびに準備区の決定に際し、またはその区内において連邦準備銀行がそれぞれ所在すべき市の指定に際し、委員会が必要と認める調査を行うこと。

委員会は指定された各市における連邦準備銀行の設立を監督するものとする。連邦準備銀行はその名称に、たとえば「シカゴ連邦準備銀行」のように、その所在する市の名を付さなければならぬ。

## (3) 国法銀行による株式応募

(Subscription to stock by national banks)

創立委員会の定める規程に従い、この法律の成立後60日以内に、合衆国におけるすべての国法銀行はこの法律の条項および規定を受諾する旨文書をもつて表示することを要し、また合衆国におけるすべての加盟資格ある銀行およびコロンビア区にあるすべての信託会社は、同じく受諾する旨文書をもつて表示する権限を与えられる。

創立委員会が連邦準備銀行の設立される市を指定し、かつ連邦準備区の地理的限界を画定したときは、その区内のすべての国法銀行は創立委員会の催告後30日以内にその連邦準備銀行の株式に応募することを要する。応募額はその銀行の払込資本金および剰余金の6%に等しい額とし、応募額の1/6は創立委員会または連邦準備制度理事会の催告によつて払込み、次の1/6はその後3か月以内に、さらに1/6は6か月以内に払込み、応募額の残余またはその一部は連邦準備制度理事会が必要と認めるとき催告あり次第払込むものとする。払込は金

または金証券をもつて行うものとする。

## (4) 準備銀行株主の責任

(Liability of shareholders of reserve banks)

各連邦準備銀行の株主はその銀行のすべての契約、負債および約定に対し、平等かつ比例的に、他の株主の責任を負うことなく各個に責任を有する。責任の限度は、この法律の規定により応募した額が全額払込済であると一部払込済であるとを問わず、その応募額に応募株式券面額を加えたものとする。

## (5)～(13) [略]

# 第3条 支 店

## (1) 準備銀行支店の設置

(Establishment of branches of reserve banks)

連邦準備制度理事会は連邦準備銀行に対しその所在する連邦準備区内に、または他の連邦準備銀行が営業を停止された場合その区内に、支店を設置することを許可または要求することができる。

支店は連邦準備制度理事会の定める規則および規程に従い、7名をこえず3名を下らない取締役をもつて構成する取締役会の監督の下に営業するものとする。取締役の過半数（1名だけの）はその区の連邦準備銀行が任命し、残余の取締役は連邦準備制度理事会が任命する。

支店取締役の任期は連邦準備制度理事会の裁量による。

## (2) 支店の廃止 (Discontinuance of branches)

連邦準備制度理事会はいつでも連邦準備銀行に対し本条により設置されたその連邦準備銀行の支店の廃止を要求することができる。

この要求のあるときは連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定める規則および規程に従い、その支店の業務閉鎖の手続をとるものとする。

# 第4条 連邦準備銀行

## (1)～(3) [略]

## (4) 一般的法人権限 (General corporate powers)

その証明書を前記の通り通貨監督官に提出することにより連邦準備銀行は一個の法人となり、このような法人として、創立証明書に指定された名称により、次の権限を有する。

- 第1 法人の印章を採用しあつて使用すること。
- 第2 この法律の成立後議会の法律によつて解散させられるまで、または法律違反のため特権の剥奪されるまで存続すること。
- 第3 契約を締結すること。
- 第4 普通法または衡平法裁判所において、訴訟を提起しあつて提起され、異議の申立および弁論をすること。
- 第5 取締役会において頭取、副頭取ならびにその他この法律に別段の規定のない役員および使用人を任命し、その職務を定め、保証金を徴し、罰則を定め、かつ役員または使用人を任意に解任すること。
- 頭取 (president) は銀行の執行役員の長であつて、取締役会が連邦準備制度理事会の承認を得て任命し、その任期を5年とする。銀行のその他の執行役員および使用人はすべて頭取に対し直接責任を負うものとする。
- 首席副頭取 (first vice president) は頭取と同一の方法によりかつ同一の任期をもつて任命され、頭取が不在もしくは執務不能の場合または頭取の欠員の間銀行の執行役員の長として執務するものとする。
- 頭取または首席副頭取に欠員を生じた場合には当初の任命規定の方法により補充しなければならない。このようにして任命された者は前任者の任期の終るまで在任するものとする。
- 第6 取締役会において、法律に抵触しない限りにおいて、一般業務の遂行ならびに法律によつて付与された特権の行使および享受の方法を規定する細則を定めること。
- 第7 取締役会または正式に権限を付与された役員もしくは代理人により、この法律の規定によつてとくに付与されたすべての権限およびこの法律の定める範囲で銀行業務の遂行に必要な付随的権限を行使すること。
- 第8 国法銀行に関する現行法において規定された方法により、合衆国国庫局長に合衆国国債を預託し、法律に規定する通り登録されかつ署名された流通券用紙を、預託国債券面額と同額だけ通貨監督官から受領すること。こ

の流通券は、流通券の担保となる特権を有する合衆国国債で担保された国法銀行流通券の発行と同様の法律上の条件および規定のもとに発行されるものとする。ただしこの流通券の発行はその連邦準備銀行の資本金により制限を受けないものとする。

(5) [略]

(6) 取締役会 (Board of directors)

各連邦準備銀行は取締役会の監督および統制の下におかれるものとする。

(7) 取締役の一般的義務

(Duties of directors generally)

取締役会は通常銀行の取締役の職務に属する義務および法律に定められた一切の義務を履行するものとする。

(8) 業務の管理、信用の供与

(Administration of affairs; extension of credit)

取締役会はいづれの加盟銀行に対しても公正に、公平に、かつ加盟銀行の利益不利益を問わず無差別に、その銀行業務を運営するものとし、かつ、法律の規定および連邦準備制度理事会の命令に従い、各加盟銀行に対し、他の加盟銀行の権利および要求、健全な信用状態の維持ならびに商業、工業および農業の必要資金の融資を十分に考慮して、安全かつ妥当になしうる割引、貸付および融資を行ふものとする。

連邦準備制度理事会は、この法律の範囲内において、加盟銀行に対する割引、貸付および融資に関する条件をより明確にするため規程を定めることができる。

各連邦準備銀行は、銀行信用が証券、不動産もしくは商品の投機的な保有もしくは取引のため、またはその他健全な信用状態の維持に反する目的のために、不当に使用されているか否かを確かめる目的をもつて、その加盟銀行の貸付および投資の一般的性格および金額について常に熟知していなければならない。また、貸付、再割引またはその他の融資の可否を決定するに当つては、連邦準備銀行はこのような事情を考慮しなければならない。

連邦準備銀行取締役会会长は連邦準備制度理事会に対し加盟銀行による銀行信用のこのような不当な使用につきその意見を付してこれを報告する

ものとする。

連邦準備制度理事会が加盟銀行のこのような銀行信用の不当な使用を認めた場合には、理事会はその裁量により適当な通告をなしあつ発言の機会を与えた後、その銀行に対し連邦準備制度の信用利用の便宜を停止することができる。理事会は隨時この停止を解除したまはこれを更新することができる。

#### (9) 取締役の数および種類

(Number and classes of directors)

取締役会は次の規定により選任された9名の取締役をもつて構成する。取締役の任期は3年とし、これを3級に分類してA、BおよびC級と呼ぶ。

#### (10) A級取締役 (Class A directors)

A級は3名よりなり、株主たる銀行により選任され、かつその代表者となる。

#### (11) B級取締役 (Class B directors)

B級は3名よりなり、選任当時その区内において現に商業、農業またはその他の産業に従事している者であることを要する。

#### (12) C級取締役 (Class C directors)

C級は3名よりなり、連邦準備制度理事会により指名される。

連邦準備制度理事会は連邦準備銀行の設立に必要な株式が応募されたときはC級取締役を任命し、そのうち1名を選任されるべき取締役会の会長として指名する。

創立委員会は前記の会長が指名されるまでは、その連邦準備銀行の創立手続中、会長の職務に属する権限行使し義務を負うものとする。

#### (13) 上院議員または下院議員の不適格

(Senator or Representative ineligible)

上院議員または下院議員は、連邦準備制度理事会の理事または連邦準備銀行の役員もしくは取締役となることができない。

#### (14) B級取締役の資格と銀行使用者

(Class B directors as employees of banks)

B級取締役はいづれの銀行においてもその役員、取締役または使用人となることができない。

#### (15) C級取締役の資格と銀行使用者または株主

(Class C directors as employees or stockholders of banks)

C級取締役はいづれの銀行においてもその役員、

取締役、使用人または株主となることができない。

#### (16) A級およびB級取締役の指名および選任

(Nomination and election of class A and B directors)

A級およびB級取締役は次の方法により選任する。

連邦準備制度理事会は区内の加盟銀行を3個の群または部に分ち、各群に番号を指定する。

各群はできるだけ資本金額の近似した銀行をもつて構成する。

各加盟銀行はその区の連邦準備銀行取締役会会長に対し、A級取締役候補者1名およびB級取締役候補者1名を指名することができる。

会長は指名された候補者および指名した銀行名を列記した名簿を作成し、名簿作成後15日以内にこれを各加盟銀行に配布するものとする。

各加盟銀行は取締役会の決議またはその細則の変更により頭取、支配人または他の役員に対し権限を付与し、A級およびB級取締役の選挙に際しその加盟銀行を代表して投票を行わしめる。ただし同一連邦準備区における2行またはそれ以上の加盟銀行が同一持株会社の子会社である場合には、それら加盟銀行の前記指名権または選挙権はこれらの銀行のうちその持株会社がのために指定する1行に限定するものとする。

#### (17) 優先投票 (Preferential ballot)

正式に授權された加盟銀行の役員は、候補者名簿受領後15日以内に、その区の連邦準備銀行取締役会会長より配布された様式に基き、優先投票用紙にA級およびB級取締役に関し各別に、第1位、第2位およびその他の選択を会長に対して証明しなければならない。

各役員はA級およびB級取締役について第1位、第2位およびその他の選択を行つた候補者氏名に相対した個所に×印を記載する。ただし候補者に対して1個以上の選択投票をすることはできない。

加盟銀行の役員または取締役は、同人が役員または取締役である加盟銀行と同一銀行群に属する加盟銀行により指名されかつ選挙されない限り、A級取締役となる資格はない。

(18) 候補者が1行以上の加盟銀行に職を有している場合  
(Candidates serving more than one member bank)

1行以上の加盟銀行の役員または取締役である者は、同人が役員または取締役である銀行のうち総資産の最も大きい銀行の属している銀行群の銀行により指名されない限り、A級取締役として指名される資格はないものとする。

(19) 投票の計算法 (Counting the ballots)

第1位選択欄において全投票の過半数を得た候補者は当選者として宣言される。

第1位選択欄において全投票の過半数を得た候補者がない場合には、選挙人が各候補者に対し第2位欄において投じた票数と第1位欄において投じた票数とを合算する。

このようにして選挙人員の過半数と合算投票数の最高点とを得た候補者が当選者として宣言される。

第1位および第2位選択投票を合算したとき選挙人員の過半数と合算投票数の最高点とを得た候補者がない場合には、第3のその他の選択欄に投ぜられた投票数を前記と同様の方法により合算し、そこで投票数の最高点を得た候補者が当選者として宣言される。

選挙の結果は直ちに公表されるものとする。

(20) C級取締役、会長および連邦準備代理官、会長代理  
(Class C directors; chairman and Federal reserve agent; deputy chairman)

C級取締役は連邦準備制度理事会によって任命される。

C級取締役は同人の任命された区に少なくとも2年間居住した者であることを要し、そのうち1名は理事会により連邦準備銀行取締役会会長および「連邦準備代理官」として指名される。

会長は銀行業務に関し十分の経験を有する者であることを要し、かつ連邦準備銀行取締役会会長としての職責のほか、連邦準備制度理事会の定める規程に基きその連邦準備銀行の構内に同理事会の地方局を設置することを要する。

会長は連邦準備制度理事会に対し定期の報告を行い、かつこの法律により理事会に付与された機能を遂行するため理事会の公式代表者として行動するものとする。

会長は連邦準備制度理事会の定める年俸を受けるものとし、その所属の連邦準備銀行が毎月これを支払うものとする。

C級取締役中1名は必要に応じ取締役会会長の権限を行使するため連邦準備制度理事会により会長代理として任命される。

会長および会長代理不在の場合には第3のC級取締役が取締役会会議の議長となる。

(21) 連邦準備代理官補  
(Assistant Federal reserve agents)

連邦準備代理官は連邦準備制度理事会の認可を得て1名またはそれ以上の補佐官を任命しなければならない。

補佐官は銀行業務に関し十分の経験を有する者であることを要し、連邦準備代理官の職務遂行を補佐し、連邦準備代理官の不在または執務不能の間、同官の名において同官に代つて行動する権限を有する。

連邦準備制度理事会は合衆国の利益を保護するため必要と認める保証金を連邦準備代理官補に対し要求するものとする。

連邦準備代理官補は連邦準備代理官の場合と同様の方法により決定された年俸を受け、その支払も同様の方法による。

(22) 取締役、役員および使用人の報酬および費用  
(Compensation and expenses of directors, officers, and employees)

連邦準備銀行の取締役は他に別段の定めある報酬に加えて、それぞれの取締役会の会議に出席するに必要な費用として相当な手当を受けるものとする。同手当は関係連邦準備銀行が支払うものとする。

連邦準備銀行取締役会が取締役、役員または使用人に対して定めた報酬は連邦準備制度理事会の認可を受けることを要する。

(23) [略]

(24) 取締役の任期および欠員  
(Terms of directors; vacancies)

各連邦準備銀行の取締役全員の第1回会議において、A、BおよびC級取締役はそれぞれ次の通り各取締役の任期を定めなければならない。

各級取締役中1名の任期はこの会議の日に最も

近い1月1日より1年とし、他の1名の任期は同日付より2年とし、さらに他の1名の任期は同日付より3年とすること。

その後においては前記の規定により選任された連邦準備銀行の各取締役の任期は3年とする。

連邦準備銀行の各級取締役に欠員を生じた場合には、その取締役の当初の選任規定の方法により補充しうるものとし、このようにして任命された者は前任者の残余の任期を限り在任するものとする。

## 第5条 株式の発行、資本金の増加および減少

### (1) 株式の額、資本金の増加および減少、株式の返還および償却

(Amount of shares; increase and decrease of capital; surrender and cancellation of stock)

各連邦準備銀行の株式資本はこれを券面額100ドルの株式に分つ。

株式資本の現在額は、加盟銀行の資本金および剩余金の増加または他の銀行の新規加盟により増加するものとし、また加盟銀行の資本金もしくは剩余金の減少または加盟銀行の脱退により減少するものとする。

連邦準備銀行の株式で加盟銀行の所有しているものは譲渡または質入れをしてはならない。

加盟銀行が資本金または剩余金を増加した場合は、その増加額の6%相当額をその区の連邦準備銀行の株式に対し追加応募しなければならない。その応募額の半額は当初の応募方法の規定に準じて払込み、他の半額は連邦準備制度理事会の催告あり次第払込むものとする。

連邦準備銀行の設立後はいつでも、ある銀行が連邦準備銀行の株式取得を申請する場合には、申請銀行の払込資本金および剩余金の6%相当額をその連邦準備銀行の株式に対し応募しなければならない。その際にはその券面額に加えるに前回の配当期より月々6%の割合で計算した金額を支払うものとする。

加盟銀行が資本金または剩余金を減少した場合には、減少額の割合に応じてその所有する連邦準備銀行の株式を返還するものとする。

加盟銀行でその連邦準備銀行株式所有高が自行の払込資本金および剩余金の6%を基礎として要求された額を超過した場合には、その超過株式を返還するものとする。

加盟銀行が任意に解散した場合には、自行の所有する連邦準備銀行の株式をすべて返還するものとし、それ以前に催告のない株式払込の義務は免除される。

このようないずれの場合においても、返還された株式は償却され、加盟銀行は連邦準備制度理事会の定める規程により、返還した株式に対する現金払込金額および前回の配当期より月々6%の割合で計算した金額の合計の支払を受ける。ただし払戻金はその帳簿価格をこえてはならず、かつその加盟銀行の連邦準備銀行に対する債務はこれを差引くものとする。

## 第6条 加盟銀行の破産 [略]

## 第7条 利益の分配

### (1) 準備銀行の配当金および剰余金

(Dividends and surplus fund of reserve banks)

連邦準備銀行のすべての所要経費が支払われまたは手当てられた後、株主は払込資本金に対し年6%の配当を受ける資格を与えられる。その配当金は累積的とする。

前記配当金支払後の純利益はその連邦準備銀行の剩余金に組入れるものとする。

### (2) 解散または清算の場合の剰余金の処分

(Disposition of surplus on dissolution or liquidation)

合衆国が連邦準備銀行より受け入れた純利益は財務長官の裁量により合衆国政府紙幣現在高に対し保有される金準備を補充するため使用し、または財務長官の定める規程により合衆国国債の償還に充当するものとする。

連邦準備銀行が解散または清算する場合には、すべての債務、前記配当金要支払額および株式券面額を支払った後の剩余金は、合衆国に支払われかつその財産となり、前項規定の通り使用されるものとする。

### (3) 税金の免除 (Exemption from taxation)

連邦準備銀行は、資本金、剩余金およびこれら

より生ずる所得を含め、一切の連邦、州および地方税を免除される。ただし不動産に関する税についてはこの限りではない。

#### 第8条 州法銀行の国法銀行への組織変更 [略]

#### 第9条 加盟銀行としての州法銀行

##### (1) 州法銀行の加盟申請

(Applications for membership by State banks)

州の特別法により設立され、または州もしくは合衆国的一般法により組織された銀行、モリス銀行 (Morris Plan banks) およびその他これと類似の業務に従事する法人の銀行で連邦準備制度の加盟銀行となることを望むものは、連邦準備制度理事会の定める規則および規程に基き、その申請銀行の所在する区に設立された連邦準備銀行の株式に応募する権利を連邦準備制度理事会に申請することができる。

申請は申請銀行が国法銀行である場合に応募を要求されるのと同額の株式に対してなすものとする。

このような銀行の加盟の場合にあつては、「資本金」および「株式資本」という用語は、申請銀行が合法的に発行し、かつ復興金融会社が買取った資本証券および社債の現在額を含むものとする。

連邦準備制度理事会はこの法律の規定およびそれに基き理事会が定める条件に従つて、申請銀行に対しその連邦準備銀行の株主となることを許可することができる。

(2)～(23) [略]

#### 第10条 連邦準備制度理事会

##### (1) 理事の任命および資格

(Appointment and qualification of members)

連邦準備制度理事会（以下「理事会」という）は、1935年銀行法制定日以後合衆国大統領が上院の助言および同意をえて任命する理事7名をもつてこれを組織する。理事の任期は下記規定による場合を除くほか14年とする。ただし前記法律の制定日に在任している連邦準備局の任命理事は、1936年1月31日まで引き続き理事会の理事として在任するものとし、財務長官および通貨監督官は1936年1月31日まで引き続き理事会の理事たるもの

とする。

理事会理事の選定にあたり、1連邦準備区より1人をこえてこれを選ぶことはできない。大統領は金融、農業、工業、商業上の利益および国の地理的区分を公正に代表させることを考慮しなければならない。

理事は理事会の業務に専従するものとし、各々年俸15,000ドルを月払で支給されるほか、所要旅費の実費を支給される。

##### (2) 理事の加盟銀行における在職禁止、理事の任期、会長および副会長

(Members ineligible to serve member banks; term of office; chairman and vice chairman)

理事はその任期中および退任後2年間は、いかなる加盟銀行においても何らの職務、地位または勤務にたずさわることはできない。ただしこの制限は任期の満了により退職した理事についてはこれを適用しない。

1935年銀行法制定日に在任している連邦準備局の任命理事の任期が満了した場合には、大統領はその後任理事の任期を、任命の時より14年以内において、ただし任期満了の理事が各2年間に1名をこえないように定めなければならない。その後においては、各理事は大統領により解任されない限り、前任者の任期満了後14年間在職するものとする。

大統領は任命した理事のうち1名を理事会会長に、他の1名を副会長に指名する。その任期は4年とする。

会長は理事会の監督の下にその執行役員となる。

各理事は任命の通告後15日以内に就任の宣誓をなし、これに署名するものとする。

理事はその任期が満了した場合には、後任者が任命され資格を得るに至るまで引き続き在任しなければならない。

1935年銀行法制定日以後理事に任命された者は、14年の全任期を満了した場合においては理事に再任される資格がないものとする。

##### (3) 連邦準備銀行に対する賦課金

(Assessments on Federal reserve banks)

連邦準備制度理事会は連邦準備銀行に対しその資本金および剩余金の割合に応じて、半年ごとに

次の半年の予定経費、理事および使用人の俸給ならびに前の半年よりの繰越不足金を支払うに足る賦課金を課する権限を有する。前記賦課金は、理事会がその機能遂行に適當かつ十分な場所を供するため必要と認める敷地または建物をコロンビア区内において同理事会名義で取得するに足る金額を、これに含めることができる。

理事会はその準備をさせたところに従い、前記の計画、見積費用および明細書を承認した後は、別に法律の規定がある場合といえども、理事会がその目的に照らし適當かつ十分と判断した建物を取得した敷地に建築せしめることができ、またその建物の建築、設備および造作に関して必要または適切と認める一切の措置を講ずることができる。

理事会はこのようにして取得または建築した建物を維持、拡張または改造することができ、かつ独自にその建物およびその内部の管理をなすものとする。

#### (4) 主たる事務所、経費、資金の預託、理事は銀行の役員または株主となりえないこと

(Principal offices; expenses; deposit of funds; members not to be officers or stockholders of banks)

理事会の主たる事務所はコロンビア区に置く。

理事会の会議においては会長がこれを司会し、会長不在の場合には副会長がこれを司会する。

会長および副会長が不在の場合には、理事会において臨時会長として1名の理事を選任する。

理事会は債務の負担、支出および費用の承認および支払について、その方法を決定、規定するものとし、かつその予定経費ならびに理事および使用人の俸給を支払うため連邦準備銀行に賦課した賦課金を連邦準備銀行に預託することができる。使用人の雇用、報酬、休暇および諸費用はもっぱらこの法律の規定、その改正条項ならびにこれに抵触しない理事会規則および規程に従うものとする。これら賦課金より生じた資金は、政府資金ないし政府支出予算計上済の資金と解釈することはできない。

連邦準備制度理事会理事は銀行、金融機関、信託会社または連邦準備銀行の役員または取締役となること、および銀行、金融機関または信託会社の株式を所有することはできないものとし、その

就任に先立ち、これらの要件を遵守している旨宣誓をもつて確認しなければならない。その宣誓書は理事会の秘書役が保管するものとする。

前記規定により大統領が任命した連邦準備制度理事会理事7名中、任期満了以外の事由により欠員を生じた場合には、大統領はその欠員を補充するため上院の助言および同意をえて後任者を任命する。被任命者は前任者の任期の残余期間中在职するものとする。

#### (5) 上院休会中の欠員

(Vacancies during recess of Senate)

上院休会中に連邦準備制度理事会に欠員を生じた場合には、大統領は上院の次の会期までに任期を満了する条件によりその欠員を補充する権限を有する。

#### (6) 財務長官の権限の留保

(Reservation of powers of Secretary of Treasury)

この法律の規定はすでに法律により付与されている財務省および同省管下の官庁の監督、管理および統制に関する財務長官の権限を排除するものではない。この法律により付与された連邦準備制度理事会または連邦準備代理官の権限が財務長官の権限に抵触すると思われる場合には、その権限は財務長官の監督および統制の下に行使されるものとする。

#### (7) 年次報告 (Annual report)

連邦準備制度理事会は毎年1回その業務について詳細な報告書を下院議長に提出し、下院議長はこれを印刷に付し議会に報告しなければならない。

#### (8) 国法銀行券および連邦準備券の発行

(Issuance of national currency and Federal reserve notes)

合衆国改正法律第324条はこれを次の通り改正する。

「第324条 財務省に1局を設置し、合衆国国债を担保とする国法銀行券の発行および調節ならびに連邦準備制度理事会の一般的監督下における連邦準備券の発行および調節に関し、議会を通過したすべての法律の実施を管掌せしめる。この局の長官を通貨監督官と呼び、財務長官の一般的指揮の下にその職務を遂行させるものとする。」

(9)～(10) [略]

## 第10条(a) 加盟銀行団に対する緊急貸付

### (1) 準備銀行の貸付権限

(Authority of reserve banks to make advances)

連邦準備銀行は、連邦準備制度理事会理事5名以上の承認をえて、その連邦準備銀行取締役会の決定した金額をその区内の5行以上の加盟銀行団に、その期限付または要求払約束手形に対して貸付けることができる。ただしこれらの加盟銀行の過半数は独立して所有および管理されているものであることを要し、また本条規定の貸付代り金を取得する銀行は、連邦準備銀行より、第10条(b)の規定以外の再割引または貸付の方法により十分な信用供与を受けるに足る適格かつ準備銀行の受理しうる資産を十分に有しない場合に限るものとする。

各銀行団に属する個々の銀行の債務は、銀行団に対する総貸付金額中、各銀行の預金債務が銀行団に属する全銀行の預金債務総額に対して占める割合と同じ割合に限定される。この貸付は5行未満の銀行団でも、その預金債務総額がその所在する準備区のすべての加盟銀行の預金債務総額の少なくとも10%に達している場合にはこれを行うことができる。

前記銀行はこの貸付代り金を、銀行間の取決めに従つて適宜の数の銀行に適宜の金額ずつ分配する権限を有する。ただしかかる銀行はこの分配前に、これを受領する銀行に対し協定に基く担保により保証された各自の約束手形を銀行団に対して作成せしめ、銀行団を代表する適當な受託者に預託せしめなければならない。

連邦準備銀行はこのような貸付をなすにあたり、貸付時に実施されているその割引歩合より1%以上高い利子または割引料を課するものとする。

本条により連邦準備銀行の貸付がなされた約束手形は、この法律の第16条に規定した連邦準備券の担保証券としての資格を有しない。

(2)～(3) [略]

## 第10条(b) 各個の加盟銀行に対する貸付

### (1) 各個の加盟銀行に対する貸付

(Advances to individual member banks)

連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定める規則および規程に基き、いずれの加盟銀行に対してもその期限付または要求払約束手形で4か月以内に満期の到来し、かつ連邦準備銀行の満足する担保を有するものに対して貸付をなすことができる。

前記各手形はその手形日付において連邦準備銀行の実施する最高の割引歩合よりも年率%以上高い利子を付されるものとする。

## 第11条 連邦準備制度理事会の権限

### (1) 理事会の権限 (Authority of Board)

連邦準備制度理事会は次の権限を有する。

### (2) 検査および報告 (Examinations and reports)

(a) その裁量により各連邦準備銀行および各加盟銀行の勘定、帳簿および営業状態を検査し、かつ必要と認める計算書および報告書の提出を要求すること。

理事会は毎週1回各連邦準備銀行の営業状態を示す計算書およびすべての連邦準備銀行についての総括的計算書を公表するものとする。

この計算書は連邦準備銀行の各行および全銀行につき資産負債を詳細に示し、かつその保有する準備金の性質ならびに連邦準備銀行の所有または保有する手形およびその他の投資証券の在高、種類および期限に関する十分な情報を供するものとする。

### (3) 準備銀行相互間の再割引

(Rediscounts by one reserve bank for another)

(b) 連邦準備銀行に対し、他の連邦準備銀行の割引手形を連邦準備制度理事会の定めた利率をもつて再割引することを許可し、または連邦準備制度理事会理事5名以上の同意によりこれを要求すること。

### (4) 準備金規定の停止

(Suspension of reserve requirements)

(c) この法律に定められているいずれの準備金に関する規定をも、30日以内の期限をもつて停止し、かつこの停止を15日以内の期限をもつて隨時更新すること。

ただし連邦準備制度理事会はこの法律に規定する準備金金額が次の水準以下に低下する

ことを許す場合、その不足額に対して累進税を賦課するものとする。すなわち連邦準備制度理事会は連邦準備券に対する準備金が25%をこえて低下した場合には、同準備金が20%になるまではその不足額に対して年1%以下の、また同準備金が20%をこえて低下した場合には、20%より2½%もしくはその端数を下るごとに年1½%以上の累進税を課するものとする。

この税は連邦準備銀行が支払うべきものであるが、連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定めた利率および割引歩合にこの税相当額を付加しなければならない。

#### (5) 連邦準備券の発行および回収

(Issue and retirement of Federal reserve notes)

(d) 通貨監督官の管轄下にある局を経由して連邦準備券の発行および回収を監督調節し、かつ連邦準備代理官の申請に対し通貨監督官より連邦準備券を交付する場合の規則および規程を定ること。

#### (6) 準備市および中央準備市の分類変更

(Reclassification of reserve and central reserve cities)

(e) 現行法に基いて準備市および中央準備市として分類されている市で、その市にある国法銀行はこの法律の第19条の準備金規定に従うことと要する市の数を増加すること、または現存の準備市および中央準備市の分類を変更しもしくはその指定を取消すこと。

#### (7) 準備銀行の役員および取締役の休職または解任

(Suspension or removal of officers and directors of reserve banks)

(f) 連邦準備銀行の役員または取締役を休職または解任すること。連邦準備制度理事会は解任理由を書面をもつて即時解任された役員または取締役およびその銀行に通告することとする。

#### (8) 準備銀行の損失の消却

(Charging off losses of reserve banks)

(g) 連邦準備銀行の帳簿および貸借対照表における不確実または無価値の資産の消却を要求すること。

#### (9) 準備銀行の営業停止、清算または改組

(Suspension, liquidation, or reorganization of reserve banks)

(h) この法律の規定に反した場合、連邦準備銀行の営業を停止し、その停止期間中これを占有管理し、かつ得策と認める場合にはその銀行を清算または改組すること。

#### (10) 規則および規程 (Rules and regulations)

(i) 連邦準備代理官より保証金を徴すこと。同代理官に預託された一切の担保品、保証金、連邦準備券、貨幣または各種財産の保管に関する規程を定めること。理事会はこの法律に定める義務、機能または職務を遂行し、かつその効果的な遂行に必要な一切の規則および規程を定めるものとする。

#### (11) 準備銀行に対する監督

(Supervision over reserve banks)

(j) 連邦準備銀行に対して一般的監督をなすこと。

#### (12) 国法銀行の信託権限

(Trust powers of national banks)

(k) 国法銀行の申請に基き、州法または地方法に反しない限り、受託者、遺言執行人、遺産管理人、株式および社債登録人、財産管理人、私的破産管財人、官選破産管財人および心神喪失者の財産管理人となる権利、またはその他一切の信託権限で国法銀行と競争的地位にある州法銀行、信託会社もしくはその他の法人がその国法銀行所在地の州法により許可された権限を、特別許可によつてその国法銀行に対し付与すること。

#### (13)～(23) [略]

#### (24) 連邦準備制度理事会の使用者

(Employees of Board of Governors of the Federal Reserve System)

(l) 理事会の事務遂行上必要と認められる法律顧問、専門家、補佐官、書記およびその他の使用者を雇用すること。

俸給および手当はすべてあらかじめ理事会において決定され、かつ理事会理事の俸給と同一の方法により支払われる。

これらの法律顧問、専門家、補佐官、書記

およびその他の使用人はすべて1883年1月16日の法律の規定（合衆国制定法令集第22巻第403 ページ）およびその修正法ならびにこれに準拠する規則または規定に関係なく任命される。ただし本条は大統領がこの使用人をその分課した事務に使用することを妨げない。

(25) 株式または公社債を担保とする加盟銀行の貸付金  
(Loans by member banks on stock or bond collateral)

(n) 連邦準備制度理事会は理事 6 名以上の賛成投票により、各連邦準備区ごとに、その区内の加盟銀行が行う株式または公社債担保の貸付金の各銀行資本金および剩余金に対する割合を隨時決定する権限を有する。ただし加盟銀行のある一個人に対するこの種の貸付金の金額はその銀行の無瑕疵の資本金および剩余金の10%をこえることはできない。

ただし約束手形の形式による債務証書をもつて表示されている貸付で、それと同一金額以上の1917年4月24日以降発行の合衆国長中期国債、合衆国債務証書、合衆国財務省証券または元利の全額を合衆国政府によって保証されている債務証書をもつて担保されたものに関しては、前記一個人に対する貸付に関する10%の制限は適用しない。この場合加盟州法銀行は改正法律（修正法）第5200条第8項（合衆国法典補遺第7巻第12章第84条）に基づき國法銀行の場合に適用せられると同一の制限および条件に従うことを要する。

連邦準備制度理事会の定める前記の割合は10日間の予告をもつて隨時変更することができる。理事会は有価証券の投機的取引のため

銀行貸付を不当に使用することを抑制する観点から前記割合を定めなければならない。

連邦準備制度理事会は加盟銀行に対し、株式または公社債担保による貸付を1年以内の期間を限り更に増加させないよう指示する権限を有する。これに従わない加盟銀行は連邦準備銀行における一切の再割引特権を停止されるものとする。

(26) 金の回収 (Recapture of gold)

(n) 財務長官が合衆国通貨制度の保護に必要と認めた場合には、財務長官はその裁量により一切の個人、組合、協会および法人に対して、これらのものが所有する金貨、金地金および金証券の一部または全部を合衆国国庫局長に支払いかつ引渡すことを要求することができる。

財務長官がこの金貨、金地金または金証券の引渡しを受けた場合には、これに対し合衆国法律に基き鑄造または発行されたその他の形態の鑄貨または通貨の相当額を支払うことをする。

財務長官はこの金地金、金証券、鑄貨または通貨の輸送費ならびに保険、保護およびその他当然必要な付随費用を一切支払うものとする。

本項に基く財務長官の要求に従わなかつた個人、組合、協会または法人は、その違背に關係ある金または金証券の2倍相当額の罰金を課せられる。この罰金は訴訟またはその他の方法により財務長官において取立てができる。